

第Ⅲ部

わが国の防衛のための諸施策



基地警備訓練



米軍との共同訓練



日豪共同宣言を発表する安倍内閣総理大臣とハワード豪首相



地元祭に参加する音楽隊

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章
国際社会の課題

第2章
諸外国の国防政策など

第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本

第1章
わが国の防衛の基本的
考え方

第2章
防衛大綱と防衛力整備

第3章
防衛省への移行と国際
平和協力活動等の本来
任務化

第Ⅲ部 わが国の防衛のための諸施策

わが国自身の努力

第1章
わが国の防衛のための自衛隊
の運用と災害派遣や国民保護

【主な内容】

- ・ わが国の防衛
- ・ 弾道ミサイル防衛
- ・ 災害派遣など
- ・ 本格的な侵略事態への備え

同盟国との協力

第2章
日米安全保障体制の強化

【主な内容】

- ・ 日米安保体制の意義
- ・ 米軍再編協議
- ・ 再編促進のための取組

国際社会との協力

第3章
国際的な安全保障環境の
改善

【主な内容】

- ・ 国際平和協力活動
- ・ 安全保障対話・防衛交流
- ・ 軍備管理・軍縮・不拡散

国民とのつながり

第4章
国民と防衛省・自衛隊

【主な内容】

- ・ 防衛力を支える基盤
- ・ 防衛省・自衛隊と地域社会・国民
とのかかわり
- ・ 国民の信頼を得るための取組

第1章

わが国の防衛のための 自衛隊の運用と災害派遣や国民保護

- 第1節 武力攻撃事態等への対応のための枠組みなど
- 第2節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- 第3節 本格的な侵略事態への備え



第1節

武力攻撃事態等への対応のための
枠組みなど

わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態への対処について、国として基本的な体制の整備を図ることは極めて重要である。中でも武力攻撃事態¹などを終結させるための自衛隊、米軍の行動を円滑にする法制や、国民の生命、財産を保護するための法制の整備ならびに、自衛隊の運用体制などを確立しておくことは、国家存立の基盤をなすものとして当然行うべきものであり、また、わが国の安全保障上の長年の課題でもあった。

このような法制整備や自衛隊の運用体制の確立など

は、自衛隊が活動する際の基盤となるものであり、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態²を言う。以下同じ）における、実効的な対応を可能とし、わが国に対する武力攻撃の抑止にも資するものである。また、武力攻撃事態等における文民統制（シビリアン・コントロール）の貫徹の観点からも重要である。

本節では、武力攻撃事態等が生じた場合の、わが国の対応の枠組みと、それに基づく自衛隊の運用体制について、その概要を説明する。

1 武力攻撃事態等における対応の基本的な枠組み

1 武力攻撃事態等への対処に関する法制整備の経緯

54（昭和29）年、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つ組織である防衛庁・自衛隊の設置のための防衛庁設置法および自衛隊法の制定により、わが国の武力攻撃などへの対応のための法制の骨幹が整備された。しかし、これらの法制には、なお整備すべき事項が多く残されていた。

防衛庁においても、77（同52）年、福田総理（当時）の承認の下、三原防衛庁長官（当時）の指示により、なお残された法制上の不備などについての問題点の整理を目的として、いわゆる「有事法制」についての研究が始まり、その後、およそ四半世紀にわたり研究がなされた。

02（平成14）年2月、小泉総理（当時）の施政方針演

説において、政府として「有事に強い国作りを進めるため」具体的な法整備を進めることが明らかにされた。これを受け、わが国に対する武力攻撃などへの対処に関して必要な法制（事態対処関連法制）として、03（同15）年に武力攻撃事態対処法をはじめとする武力攻撃事態対処関連3法が成立した。また、翌年の04（同16）年には、国民保護法³などの、事態対処法制関連7法が成立したほか、関連3条約の締結が承認され、有事法制⁴と呼ばれる法的な基盤が整うこととなった。

（図表Ⅲ-1-1-1 参照）

2 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態対処法⁵は、武力攻撃事態等への対処についての、いわば基本法的な性格を有しており、武力攻

1) わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

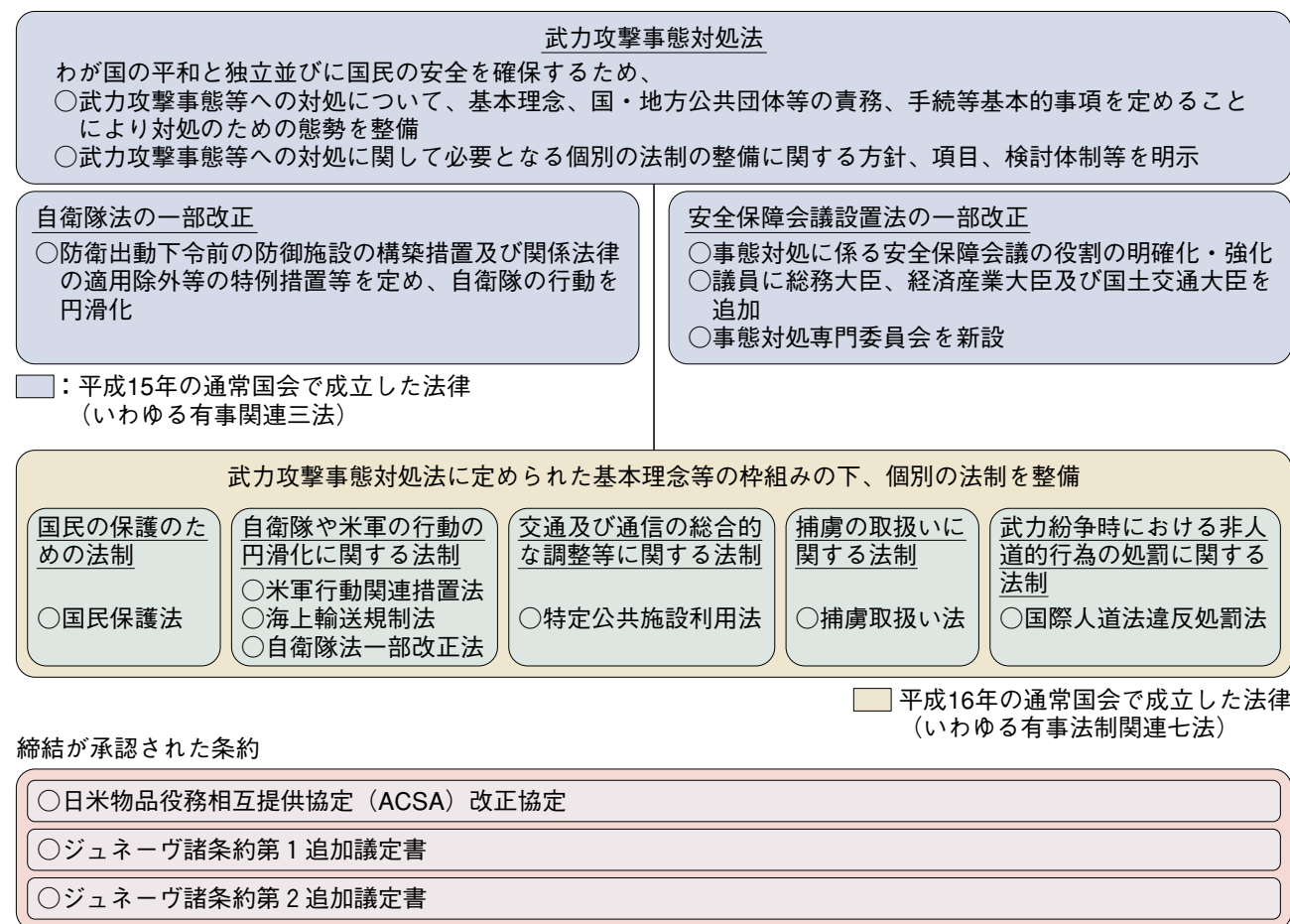
2) 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/hogo.html>>参照

4) 「有事法制」については、必ずしも概念として定まったものがあるわけではなく、かつて自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという自衛隊の行動にかかわる法制についての研究が「有事法制研究」として行われるなど、多義的である。本白書では、有事法制と用いる場合、03年以降に整備された事態対処関連法制を指す。

5) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律
<http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/jitai_h.html>参照

図表Ⅲ－１－１－１ 有事法制関連三法と有事法制関連七法の関係並びに関連条約



撃事態等への対処に関する基本理念、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）、国・地方公共団体の責務などについて規定している。これにより、関係機関（指定行政機関、地方公共団体および指定公共機関⁶）が国民保護法などの個別の有事法制などに基づいて行う対処措置が相互に連携協力して行われ、武力攻撃事態等への対処について、国全体として万全の措置が講じられる枠組みを整えている。

（1）武力攻撃事態等への対処における基本理念

ア 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体および指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置を講じなければならない。

イ 武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。

ウ 武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合これを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

エ 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限を加える場合にあっては、その制限は当該武

⁶ 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関と電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

オ 武力攻撃事態等およびこれへの対処に関する状況について、適時、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

力 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいて米国と緊密に協力しつつ、国連をはじめとする国際社会の理解および協調的行動を得られるようにしなければならない。

(2) 武力攻撃事態等への対処のための体制及び手続

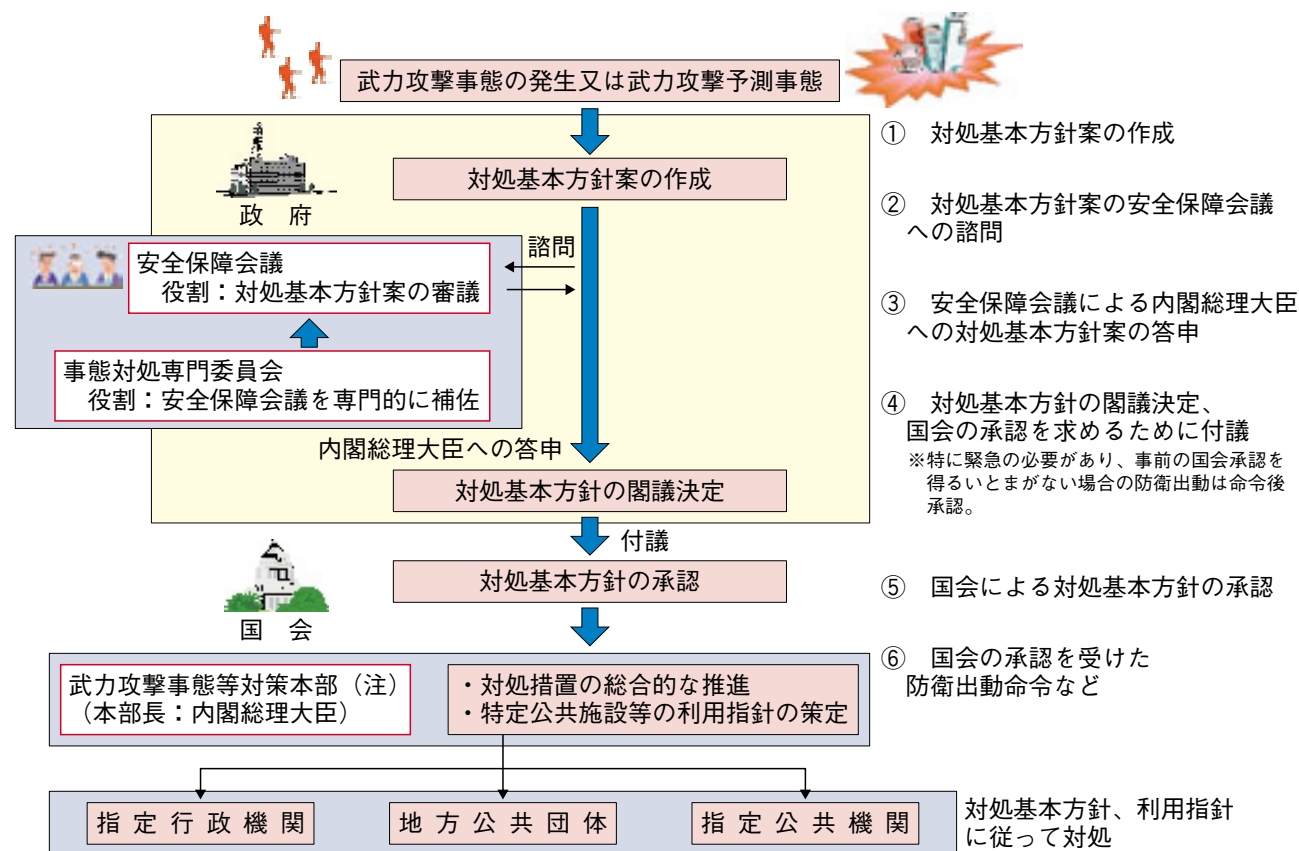
武力攻撃事態等に至ったときは、政府は通常図表Ⅲ-1-2の流れに従い、対処のための手続などを行う。

(図表Ⅲ-1-1-3 参照)

(3) 対処措置

武力攻撃事態等への対処にあたり、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて、次の措置に対処措置として実施する。

図表Ⅲ-1-1-2 武力攻撃事態等への対処のための手続



（注）武力攻撃事態等への対処措置の総合的な推進のために内閣に設置される対策本部

図表Ⅲ－１－１－３
対処基本方針で定める事項の一例

対処基本方針	
武力攻撃事態	武力攻撃事態であること、または武力攻撃予測事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
	当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
	対処措置に関する重要事項
	防衛大臣が予備自衛官および即応予備自衛官の防衛招集命令を発することの承認
	防衛大臣が防衛出動待機命令を発することの承認
	防衛大臣が防御施設構築の措置を命ずることの承認
	防衛大臣が米軍行動関連措置法に定める行動関連措置としての役務の提供を命ずることの承認
	防衛大臣が海上輸送規制法に定める停船検査および回航措置を命ずることの承認
武力攻撃予測事態	防衛出動を命ずることについての国会の承認の求め
	防衛出動を命ずること（特に緊急の必要があり事前に国会承認を得るいとまがない場合）

※上記対処基本方針の一例は、当該武力攻撃事態等の状況によりその記載内容は変化する。

ア 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置

- ① 自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② 自衛隊の行動および米軍の行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- ③ ①および②のほか、外交上の措置その他の措置

イ 国民の生命、身体および財産の保護又は国民生活および国民経済への影響を最小とするための措置

- ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設およ

び設備の応急の復旧その他の措置

- ② 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

内閣総理大臣は、対処措置を行う必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

(4) 国、地方公共団体などの責務

ア 国の責務

国は、対処措置の実施にあたり、基本理念にのっとり、組織および機能のすべてをあげて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置を講じる。

イ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、地域並びに住民の生命、身体および財産を保護する使命を有し、国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、必要な措置を実施する。

ウ 指定公共機関の責務

指定公共機関は、国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、その業務について、必要な措置を行う。

エ 国民の協力

国民は、国および国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、これらの措置の実施に対して、必要な協力をするように努めることとされている。

(5) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処措置の総合的な推進のため、対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を長とする武力攻撃事態等対策本部（対策本部）が設置される。対策副本部長および対策本部員は国務大臣をもって充てられる。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われなときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を実施すべきことを指示することができる。

また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行われないうち、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知した上で、内閣総理大臣自ら又はその対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体又は指定公共機関が行うべき対処措置を行い、又は行わせることができる。

(6) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などにしたがって、武力攻撃の排除にあたってわが国が講じた措置について、直ちに国連安全保障理事会に報告する。

参照 > 資料76 (P453)

3 武力攻撃事態等以外の緊急対処事態など⁷への対処

武力攻撃事態対処法においては、政府は、わが国の平和と独立並びに国および国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等以外の緊急対処事態⁸などにも、的確かつ迅速に対処する旨規定されている。

また、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生などのわが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、①情報の集約、事態の分析・評価を行うための態勢の充実、②各種の事態に応じた対処方針の策定の準備、③警察、海上保安庁などと自衛隊の連携の強化といった措置などを速やかに講ずる。

(1) 緊急対処事態対処方針など

このうち、緊急対処事態に至ったときは、以下の事項を定めた緊急対処事態対処方針を閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処方針が定められたときは、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置して、当該事態に対処する。

- ① 緊急対処事態であることの認定およびその前提となった事実
- ② 対処に関する全般的な方針
- ③ 緊急対処措置に関する重要事項

(2) 緊急対処措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が法律の規定に基づいて、以下の措置を緊急対処措置として実施する。

- ① 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置
- ② 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置

7) 緊急対処事態のほか、武力攻撃事態等以外の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態のこと。

8) 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

2 武力攻撃事態対処法などに基づく措置など

03（平成15）年6月に成立した武力攻撃事態対処法においては、じ後、同法に示された枠組みに基づいて、個別の有事法制を整備することにより、国民の生命などの保護、武力攻撃が国民生活などへ及ぼす影響を最小にするための措置、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置などを講ずるものとされた。また、こうした個別の有事法制は、国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならぬとされた。

これを受けて政府は、04（同16）年3月、有事法制関連7法案および関連3条約を国会に提出し、これらは同

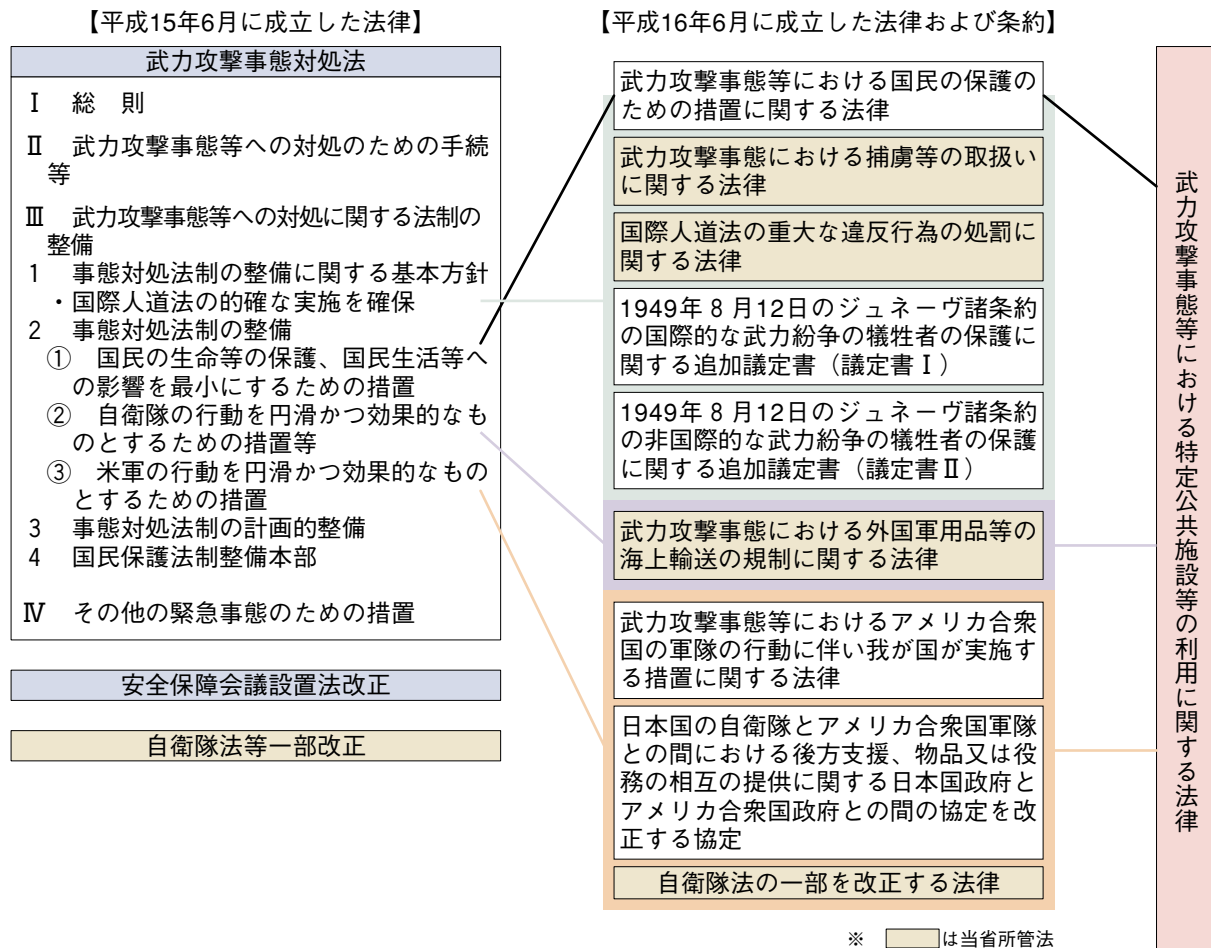
年6月に成立・締結の承認がされた。これにより武力攻撃事態への対処に必要な措置などが取られる枠組みが整備された。その概要は以下のとおりである。

（図表Ⅲ-1-1-4 参照）

1 国民の生命などの保護、国民生活などへの影響の最小化のための措置

国民保護法が制定され、その中で、武力攻撃事態等における国民の生命などの保護、国民生活などへの影響の最小化に関する、国・地方公共団体などの責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関

図表Ⅲ-1-1-4 武力攻撃事態等への対処に関する法制の全体像



する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項が定められた。また、緊急処理事態においても同様の措置が実施できることとされた。

2 武力攻撃事態等を終結させるための措置

(1) 自衛隊の行動の円滑化など

海上輸送規制法¹が制定され、武力攻撃事態に際して、わが国領海又はわが国周辺の公海における外国軍用品等（武器など）の海上輸送を規制するための措置が実施できることとなった。

(2) 米軍の行動の円滑化など

ア 米軍行動関連措置法²が制定され、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などについて定められた。

イ 日米物品役務相互提供協定（ACSA）³が一部改正され、同協定の適用範囲が、武力攻撃事態等への対処、国際の平和・安全に寄与するための国際社会の努力、災害対処などにも拡大されるとともに、自衛隊法の一部改正も行われ、これらの活動を実施する米軍に対し、自衛隊側から物品・役務の提供が実施できることとなった。

参照 > 2章3節（P270）

(3) その他（港湾施設、飛行場施設、道路などの利用調整）

特定公共施設利用法⁴が制定され、これにより自衛隊の行動や米軍の行動、国民の保護のための措置などの的確かつ迅速な実施のため、武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域および電波）の利用に関し、その総合的な調整が図られることとなった。

3 国際人道法の的確な実施の確保

(1) 捕虜取扱い法⁵が制定され、武力攻撃事態における捕虜などの取扱いにあたって、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜などの生命、身体、健康および名誉を尊重し、これらに対する侵害または危難から常に保護するための制度が構築された。

(2) 国際人道法違反処罰法⁶が制定され、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する「重大な違反行為」が適切に処罰されることとなった。

(3) このほか、主要な国際人道法であるジュネーヴ諸条約⁷第1追加議定書⁸およびジュネーヴ諸条約第2追加議定書⁹が締結され、上記の個別の有事法制などにより必要な国内実施が行われることとなった。

- 1) 武力攻撃事態における外国軍用品の海上輸送の規制に関する法律
<<http://www.mod.go.jp/j/library/law/yuji/houritu/002b.htm>>参照
- 2) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/beigun.html>>参照
- 3) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（ACSA）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/acsa/acsa_gaiyo.html>参照
- 4) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/koukyou.html>>参照
- 5) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_4.pdf>参照
- 6) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_5.pdf>参照
- 7) ジュネーヴ諸条約は、①戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第1条約）、②海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第2条約）、③捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第3条約）、④戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第4条約）、からなる。
- 8) 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）
<http://www.mofa.go.jp/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_11a.pdf>参照
- 9) 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書II）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/pdfs/giteisho_02.pdf>参照

4 武力攻撃事態等に備えた態勢整備

有事法制が成立し、法的な基盤は整ったが、常に変化する安全保障環境に対応するため、法制の実効性の確保と、これに伴う運用面の態勢整備のための不断の努力が必要である。

このため、平素より、安全保障会議の下におかれた事態対処専門委員会において、武力攻撃事態やテロ・不審船などの緊急事態への対処などについて検討を行っているほか、武力攻撃事態等への対処措置を実施する指定行

政機関、地方公共団体、指定公共機関においても、それぞれの役割に応じた計画の策定や、それぞれの施策・業務への反映が進められている。

政府としても、わが国に対する武力攻撃から国民の生命、身体および財産を守るために実施する各種の措置の重要性について平素からさまざまな機会を通じて広く啓発に努めるとともに、訓練などを通じて運用面の態勢の実効性を検証しながら、その整備に努めている。

3 国民の保護に関する措置

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（国民保護措置）

武力攻撃事態等に際して、国は武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃の国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、武力攻撃事態対処法における対処基本方針や、国民の保護に関する基本指針に基づき、その組織・機能のすべてをあげて自ら国民保護措置を実施する。また、地方公共団体および指定公共機関が実施する国民保護措置を支援するなどにより、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

地方公共団体は、国の方針に基づき、自ら国民保護措置を実施するとともに、当該地方公共団体の区域における国民保護措置を総合的に推進するものとされている。（図表Ⅲ-1-15 参照）

2 国民の保護に関する基本指針

05（平成17）年3月、政府は国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（基本指針）¹⁾を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。また、避難、救援、災害対処など国民保護措置に

ついて、国、都道府県、市町村および指定公共機関等が実施する措置の内容や役割分担についても可能な範囲で定めている。

指定行政機関である防衛省および防衛施設庁は、国民保護法および基本指針に基づき、「防衛省・防衛施設庁国民保護計画」を策定した。

参照 > 資料33（P408）、資料34（P411）

3 国民の保護における自衛隊の役割

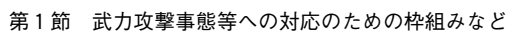
(1) 自衛隊と国民の保護

武力攻撃事態等において、自衛隊は、速やかに武力攻撃を排除し、国民への被害を局限化することが重要であり、この自衛隊にしか実施することができない任務の遂行に万全を期すこととなる。

このため、武力攻撃事態等の規模・態様によるが、自衛隊の持てる能力を、人命救助や復旧支援などに集中することが可能な自然災害のみへの対応（災害派遣など）の場合とは異なり、自衛隊は、武力攻撃を排除するという任務との両立を図り得る範囲内で、可能な限り、避難住民の誘導、避難住民などの救援、武力攻撃災害などへの対処や応急の復旧などの国民保護措置を行うこととなる。

1) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf>>参照

(2) 国民保護等派遣など



イ 警察官などに準じた権限

国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、警察官などがその場にいない場合に限り、警察官職務執行法の避難等の措置、犯罪の予防および制止、立入、武器の使用の権限を行使することができる。

ウ 市町村長などに準じた権限

国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長などがその場にいない場合に限り、退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民などに対する協力要請などの権限を行使することができる。

エ 臨時部隊編成など

国民保護等派遣を行う場合に、必要に応じた特別の部

隊の臨時編成、即応予備自衛官および予備自衛官に対する招集命令の発令を行うことができる。

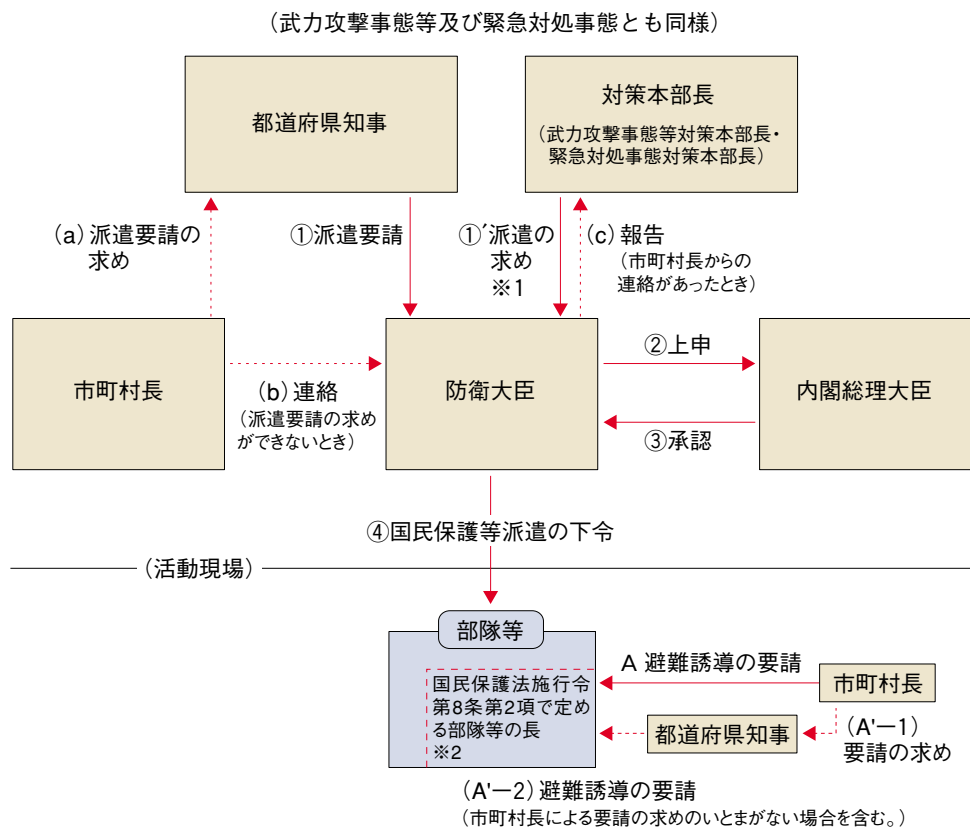
オ 緊急対処保護措置

緊急対処事態に係る措置に関しても、同様の規定を準用する。

(3) 防衛省・自衛隊が行う国民保護措置

指定行政機関である防衛省および防衛施設庁は、国民保護法第33条第1項や基本指針に基づき、05（平成17）年10月に「国民保護計画³」を策定した。この中で、自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で、住民の避難・救援

図表Ⅲ－1－1－6 国民保護等派遣の仕組み



※1 都道府県知事からの要請が行われない場合

※2 （首相官邸HP）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/hogo_s.html

3) 防衛省・防衛施設庁国民保護計画

<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/kokumin_hogo.pdf>参照



国民保護訓練において、避難住民の誘導を行う
陸自第14普通科連隊（石川県）隊員

の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施している。

自衛隊が行う措置の内容は次のとおりである。

ア 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施する。このほか、地方公共団体の長から、住民の避難のために自衛隊の駐屯地・基地内の通行などを要請された場合には、速やかに所要の調整・手続きなどを行う。

4 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

1 国民保護訓練などへの参加

有事法制の成立により、わが国に対する武力攻撃など国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態への対処について、武力攻撃を排除し終結させるために必要な措置に加え、住民の避難措置などの国民保護措置の実施についての法的基盤が整った。また国民保護法などに基づく国民保護計画の策定により、国民保護措置の実施にあたっての防衛省・自衛隊の対応についてもより明確になった。今後は、武力攻撃事態等において、国民保護措置

イ 避難住民などの救援

人命救助関係（搜索・救難、応急医療の提供など）を中心に、対策本部長などからの求めにより、医療活動の支援（傷病者の搬送など）や、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送など）や安否情報の収集を実施する。このほか、救援のための、防衛省の施設の使用許可などを行う。

ウ 武力攻撃災害への対応

被害状況の確認（モニタリング支援など）、人命救助（搜索・救助、応急医療の提供など）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火など）、核・生物・化学（NBC）攻撃等による危険物質の除去などを実施する。
Nuclear, Biological and Chemical
このほか、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣）などを行う。

エ 応急の復旧

防衛省の所管する施設および設備の応急の復旧を行うとともに、都道府県知事などからの要請により、危険ながれきの除去や道路や滑走路の応急補修などの支援を行う。

(4) 緊急対処事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続きや内容で緊急対処保護措置を行う。

を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に係わる連携要領について、各省庁や地方公共団体などと共同で調整を実施することが重要である。

このような観点から、防衛省・自衛隊は、内閣官房や各都道府県などの関係機関や地方公共団体が実施する国民保護訓練などに、積極的に参加・協力してきており、このような取組を継続することを通じて、連携強化に努めていきたいと考えている。

（図表Ⅲ-1-1-7 参照）

2 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し、国民保護のための措置などを実効的なものとするため、新たに、陸上自衛隊方面総監部に「地域連絡調整課」を新設した。また、地方公共団体な

どとの調整や協力に係わる機能を強化するため、自衛隊地方連絡部に新たに「国民保護・災害対策連絡調整官」を配置し、その名称を「自衛隊地方協力本部」に変更した。

参照 > 4章1節 (P328)

図表Ⅲ－1－1－7 国民保護に係る訓練などへの参加状況（平成18年8月以降）

日付	場所	自衛隊側	形態
18. 8. 9	鳥取県	陸自第13旅団司令部、第8普通科連隊、海自舞鶴地方総監部、鳥取地方協力本部	図上訓練
18. 8.25	北海道	陸自北部方面隊、海自大湊地方隊、空自第2航空団	実動訓練
18. 9.29	茨城県	陸自第1施設団、第1飛行隊等、茨城地方協力本部	実動訓練
18.10.16	福岡県	陸自西部方面隊、海自佐世保地方総監部、空自西部航空方面隊、福岡地方協力本部、福岡防衛施設局、内局、統幕	図上訓練
18.10.20	福井県	陸自第10師団司令部、第14普通科連隊、海自舞鶴地方総監部	図上訓練
18.10.26	埼玉県	陸自東部方面隊、空自中部航空方面隊	図上訓練
18.11. 2	大阪府	陸自第3師団司令部、第36普通科連隊、第37普通科連隊、大阪地方協力本部	図上訓練
18.11.10	東京都	陸自第1師団司令部、第1化学防護隊	図上訓練 (一部実動)
18.11.26	鳥取県	陸自中部方面総監部、第13旅団司令部、第13旅団司令部付隊化学防護小隊、第8普通科連隊、第13後方支援隊衛生隊、第13飛行隊、第1ヘリコプター団、海自舞鶴地方総監部、空自第3輸送航空隊、美保管制隊、美保気象隊、鳥取地方協力本部、内局、統幕	実動訓練
19. 2. 7	愛媛県	陸自第14旅団司令部、第14特科隊、海自呉地方総監部、愛媛地方協力本部	図上訓練
19. 2. 8	佐賀県	第4特科連隊、陸自九州補給処、佐賀地方協力本部	図上訓練

※地方協力本部の正式名称は自衛隊地方協力本部であるが、ここでは単に地方協力本部と記述

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国民保護訓練（実動）に参加した隊員の声

陸上自衛隊 第13後方支援隊衛生隊 2等陸尉 いのうえけいじ 井上敬司

広島県海田市に所在する、第13後方支援隊衛生隊は、昨年11月に内閣官房及び鳥取県などが共催して行った、国民保護実動訓練に第8普通科連隊（米子市）などとともに参加しました。

今回の訓練は、化学剤などを使用したテロが発生したという想定の下で行われた、私たちにとって初めての訓練であり、マスコミ関係者の注目も高く、緊迫感あふれる訓練でした。

次々と運び込まれる、化学剤などによる傷病者に、われわれも防護マスク、化学防護衣などを装着して処置を行いました。これらの装備をつけると、思うように動けないばかりか細かい作業や、話すら思うようにできなくなります。一方で、傷病者に対する処置は、一刻を争うものとなります。

大変困難な状況下での処置となりましたが、平素からの訓練のかいもあり、何とか適切に処置を行うことができました。

また、本訓練を通して地方公共団体や警察、消防などの関係機関と調整しながらの医療支援活動や民間医療機関と傷病者に対する処置について情報交換ができたことは現場レベルでの連携を強化する上で大変有意義なものでした。

今回の訓練を通じ、われわれ自衛隊の、任務の多様化を感じることが出来ました。そして任務達成のためには、平素からの教育訓練が重要であることを再認識することができました。これからも国民の期待に応えられるよう自己及び部隊の練度向上を目指して努力していこうと思います。



鳥取県国民保護訓練（実動）に参加し
化学剤による傷病者に対する処置を行う
陸自第13後方支援隊衛生隊員

5 自衛隊の運用

昨年3月27日、防衛省・自衛隊は統合運用体制に移行し統合幕僚長（統幕長）が、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの防衛大臣の補佐を一元的に行うこととなった。これにより、平素から陸・海・空自衛隊を一体的に運用できる態勢が整い、多様化する自衛隊の役割に迅速かつ効果的に対応することが可能となった。

1 統合運用体制の概要

(1) 基本的な考え方

ア 統幕長が、陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）を含めた統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。

(2) 統合運用に必要な中央組織の整備

統合運用体制を整備するにあたり、統合幕僚会議事務局や陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）などを見直し、効率化を図り、統合幕僚監部の新設などを行った。その結果、統幕長と陸・海・空幕長による大臣の補佐は次のような体制となっている。

ア 統幕長による自衛隊の運用に関する軍事専門的な観点からの大臣補佐の一元化と陸・海・空幕長による部隊の造成責任

従来の統合幕僚会議事務局を廃止して新設された統合幕僚監部は、陸・海・空幕から移管・集約した各自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの機能を引き続き保持している。

すなわち、統幕長が部隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕長が部隊を造成する機能を担っている。

加えて、統幕長は、陸・海・空幕僚長の担う機能に対して、自衛隊の統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から必要なニーズを明らかにし、各幕僚長はこれを踏まえ、統合運用の実効性を確保するための各種措置を講ずることとしている。

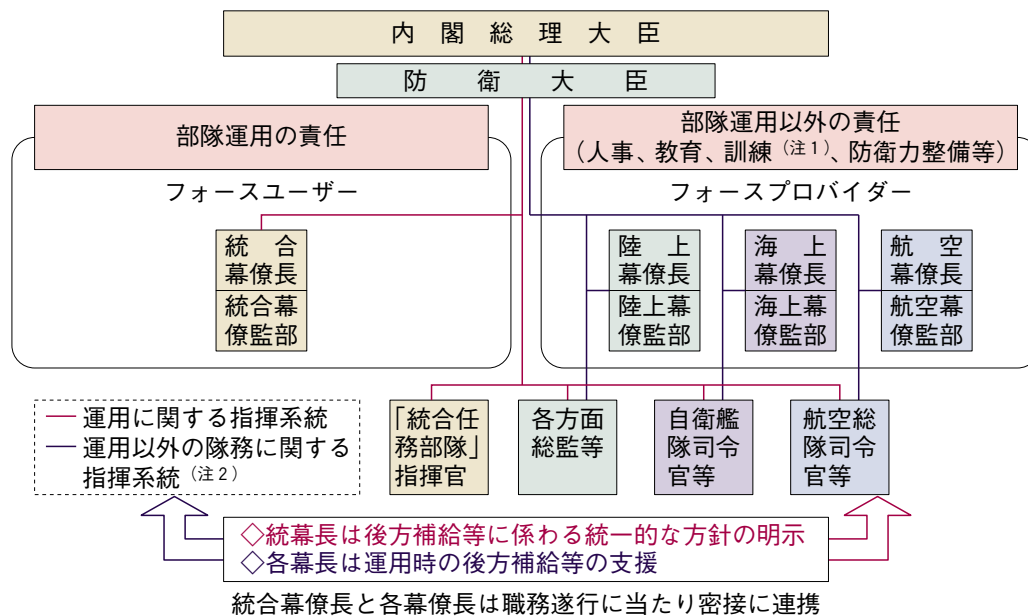
（図表Ⅲ-1-1-8 参照）

なお、自衛隊の運用に必要な情報についても、情報本部が統合情報部を通じて、統幕および部隊などに提供する。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の命令の統幕長による執行

防衛出動や治安出動、国際緊急援助活動をはじめとした陸・海・空自の全ての運用に関しては、統幕長が大臣の命令を執行する。この際、「統合任務部隊」¹⁾が組織さ

図表Ⅲ-1-1-8 統合幕僚長と陸・海・空幕僚長の役割

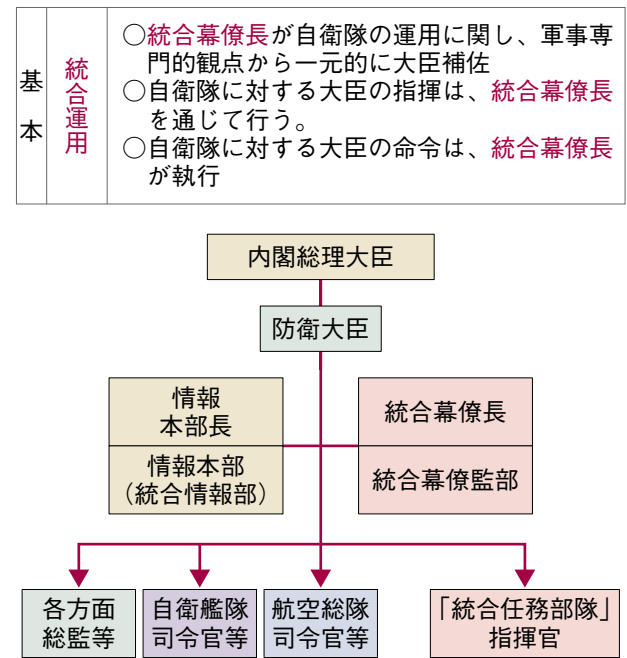


(注) 1 統合訓練は統合幕僚長の責任

2 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。

1) 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自衛隊の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅲ-1-1-9 自衛隊の運用体制



れた場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合（例：陸上自衛隊の部隊のみを運用する場合）であっても、当該部隊の運用に関する大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

（図表Ⅲ-1-1-9 参照）

2 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制において、新たな脅威や多様な事態に、自衛隊が適切に対応するためには、統幕と各自衛隊間などの確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有の確保が重要である。このため、本年度、「自衛隊指揮通信システム隊（仮称）」を新設し、部隊運用に直結する通信機能

を強化することとしている。また内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢を構築することとしている。

参照 > Ⅱ部2章4節（P118）

また、自衛隊の各部隊においても、「統合任務部隊」の指揮官となることが予想される主要部隊指揮官²は、平素からそのための計画の作成などを行うとともに、訓練などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持しておく必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置し、陸・海・空自の連携強化を図るとともに、統合運用によりさまざまな状況に対処する場合に、必要に応じて、その他の幕僚を配置することとしている。

さらに、統合運用体制移行後1年を迎え、これまでの実績を踏まえつつ、統合演習の実施などの教育訓練体制の強化、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、統合運用に伴う装備などの共通化の必要性などについて、より実効的・効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講ずることとしている。

3 情報本部の大臣直轄化

昨年3月、統合運用体制への移行に伴い、これまで統合幕僚会議（当時）の下に置かれていた情報本部を大臣直轄の特別の機関とし、「防衛省の中央情報機関」としての地位・役割を明確にした。

これにより、防衛省の情報部門においても、全体の視点からのより広範な情報の収集、広く省内各機関のニーズを踏まえた、より高度な分析、大臣に対するより迅速・的確・直接の報告といった機能を強化することが可能となった。

2) 陸自各方面総監、海自自衛艦隊司令官および各地方総監、空自航空総隊司令官、航空支援集団司令官および航空方面隊司令官など